また、本件区間における事業計画については、中間ルート案（以下「申請案」という。）と、北側ルート案及び南側ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は他案に比べ用地面積は中位であるものの、宅地面積及び支障物件は最も少ないこと、橋梁等構造物の延長が最も短く施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道改築工事及び市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は災害危険箇所、線形不良箇所等が存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、できるだけ早期に現道の機能を代替する本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、沿線自治体の長からなる熊本天草間幹線道路整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県宇城市役所

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オリックス・エンジニアリング株式会社　三宅　恒治　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－25－５　国土交通大臣許可（般・特－21）第3356号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニッコン　竹村　良二　東京都新宿区下落合３－16－10　国土交通大臣許可（般・特－24）第3949号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北総電機産業株式会社　萩原　光正　千葉県船橋市本郷町720　国土交通大臣許可（特－22）第16739号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小俣組　小俣　雅昭　東京都大田区田園調布本町22－６　国土交通大臣許可（特－23）第915号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社建装社　長尾　　淳　東京都新宿区新宿２－18－１　国土交通大臣許可（般・特－25）第16194号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　白石建設株式会社　北澤　　暖　東京都杉並区高円寺南４－15－11　国土交通大臣許可（特－22）第4201号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。